

■リスク分析による食品安全の確保

“リスク分析による食品安全の確保”は、今の日本の食品安全行政のやり方です。2003年から、食品安全基本法でリスク分析によりやっていきますと決められました。2003年に決めたのは、その2年前にBSE、いわゆる狂牛病の事件が起こりました。千葉県で初めて狂牛病にかかった牛が発見されて、国は何をやっていたんだということになりました。その反省はいくつかあるのですが、ひとつは“リスク評価”

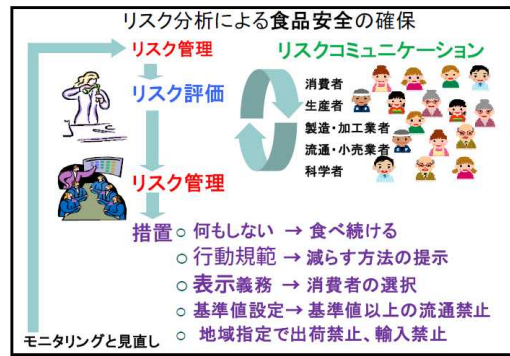


図 24

ということです。リスク評価は独立した機関が行って、それを管理する機関とは分けておくべきだ、というのがリスク分析の考え方です。コーデックスの中でも、20年くらい前にリスク分析を推進しましょうということが言われています。日本は農水省や厚生労働省が、自分達でリスク評価して自分達でリスク管理もしていました。今は、リスク評価は内閣府にできた食品安全委員会という機関が行っています。どういう具合にリスクを抑えていくかについては、リスクコミュニケーションという形で、専門家だけではなくて、関心がある人を巻き込んで行う活動もあります。ここに参加された方がいるかどうかわかりませんが、食品安全委員会も農水省も消費者庁も厚労省も、いずれもリスクコミュニケーションは取り組んでいます。

“リスク管理”の措置ですが、図 24 にあるように、何もしないということもありえます。調べてみたらリスクも非常に小さいからそのまま食べ続けるということです。また、カビ毒の話をしてきましたが、農薬を撒くということに抵抗がある方もいるかもしれませんが、農薬を撒けば畑で出るカビはかなり抑えられます。いわゆる植物の病気の 7 割はカビと言われています。専門用語で言うと糸状菌です。細菌（バクテリア）もそれなりに被害を生じさせますが、カビほど多くはありません。カビ毒対策には、農薬も有効であるということです。その他にも方法はあり、密植しなければ伝染も防げる、けれども、農業の立場からは、ある程度密に植えないと効率が悪いということもあります。次に表示ですね。これも行政機関の監視には、人手がかかる。人手がかかるのを嫌がるわけではないですけど、人手がかかるということは税金もたくさんかかるということになります。基準値を設定して、それ以上のものは流通させないという“基準値設定”は、非常に有効と考えられるかもしれませんが、ただし実際に関わった立場からすれば、サンプリングをして調べられる数は限られます。原発の事故でもありましたが、ある限定されたところをそれなりに調べても、調べていなかったところから高い値が出てしまうということは、十分起こりうることです。ですから基準値設定した場合には、相当な人の配置や計画を立ててやらなければいけないということになります。その他の措置として、地域指定で出荷禁止、もしくは輸入禁止がありますが、これもしばしば問題が起こります。例えばアメリカなどの大きな国では、ある州で問題が起きたとしてもそれ以外の州が大丈夫なのであれば、そのものは輸入させるべきだという話しにもなります。これに対して、反対するか、どうかということも難しいところです。

図 24 の“モニタリングと見直し”についてですが、このような措置は、実際に取り組んだら、その後に結果もしっかり調べなさいということが、リスク分析の説明には常に書かれています。調べて、必要に応じて措置も見直しなさい、ということになります。通達を出すだけでは不完全です。BSE のときもこの問題がありました。肉骨粉は使わないように通達を出していたのですが、実際には入っていたという問題がありました。